

ヘルパーステーションけせら 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人ソーシャルパートナーズ北海道が設置、運営するヘルパーステーションけせら（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下、「事業」という。）は、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションけせら
- (2) 所在地 札幌市南区澄川4条1丁目1-40ジンビル澄川3F-A

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者…1人（常勤、兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者…1人（常勤、専従）
サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者…3人（非常勤、専従2人 常勤、兼務1人）

従業者は、居宅介護及び重度訪問介護計画に基づき、サービスの提供を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日…月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間…午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間…年中無休、24時間体制で提供するものとする。
- (4) 上記のほか、電話等により24時間常に担当責任者に連絡がとれる体制を整える。

(重度訪問介護の内容)

第6条 事業所が行う居宅介護及び重度訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) (1)から(2)のサービスの提供に関する計画の作成、相談、助言

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業所が居宅介護及び重度訪問介護を提供するうえで、次の費用を利用者から受領するものとする。

- (1) 当該居宅介護及び重度訪問介護に係る利用者負担額
- (2) 交通費…通常の事業実施地域を超えた時から片道1キロメートルにつき50円
2. 前項の費用の支払いを受けた場合は領収証を発行するものとする。
3. サービスの提供をするうえで費用が発生する場合は、事前に利用者又は利用者家族にその旨の説明をし、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け取るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、指定居宅介護及び重度訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及びサービス提供責任者に報告するものとする。

(契約時の書面の交付)

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2. 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護及び重度訪問介護の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(勤務体制の確保等)

第11条 事業所は、従業員の資質の向上のため以下の研修体制を設けるものとする。

- (1) 採用時研修…採用後3か月以内
- (2) 通常研修…年2回

(苦情および相談の対応)

第12条 事業者は、利用者及び利用者家族より、提供するサービスに対する苦情や相談があった場合に迅速に対応できるように担当相談窓口を設置するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する相談担当窓口の設置
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及のための研修の実施

(業務継続に向けた取組の強化)

第14条 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するよう、計画を立て、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症委員会の設置。
- (2) 感染症による指針の整備、研修、訓練の実施。
- (3) 非常災害対策（計画、関係機関との連携体制など）
- (4) 従業者に対する研修を実施しています。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、原則として身体拘束を行いません。但し、切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合はこの限りではありません。

(個人情報の取り扱い)

第16条 事業者は、個人情報の保護に関し「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、利用者及び利用者家族の権利、利益を保護することに努めるものとする。

2. 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
3. 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般社団法人ソーシャルパートナーズ北海道と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

平成29年6月10日制定

令和2年4月15日改定

令和4年3月10日改定

令和6年4月10日改定